

# 議 会 運 営 委 員 会 理 事 会 記 録

令和3年1月7日（木）

杉 並 区 議 会

## 目 次

議会運営委員会理事会の会議記録について .....	3
予算特別委員会について	
(1) 設置及び構成について .....	3
(2) 審査方法・日程及び質疑持ち時間について .....	3
令和3年第1回定例会の日程について .....	4
特別職報酬等審議会の答申について .....	4
議会運営の申し合わせ事項について .....	5
杉並区議会貸与パソコン端末使用基準について .....	6

議会運営委員会理事会記録

日 時	令和3年1月7日(木) 午前9時43分～午前9時53分	
場 所	第3・4委員会室	
出席理事 (7名)	理事 大和田 伸 理事 渡辺 富士雄 理事 太田 哲二 理事 藤本 なおや	理事 大泉 やすまさ 理事 山田 耕平 理事 新城 せつこ
欠席理事	(なし)	
理事以外の 出席議員	議長 井口 かづ子	副議長 島田 敏光
出席理事者		
事務局職員	事務局長 渡辺 幸一 庶務係長 杉本 稔 議事係長 蓑輪 悦男	事務局次長 内藤 友行 議会法務係長 尾上 健 担当書記 出口 克己



(午前 9時43分 開会)

**大和田理事** これより議会運営委員会理事会を開会いたします。

《議会運営委員会理事会の会議記録について》

**大和田理事** 初めに、議会運営委員会理事会の会議記録ですが、11月25日、11月30日、12月4日、そして12月9日の4回分について、事前に各理事にお送りしておりますが、この内容で御承認いただけますでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

**大和田理事** それでは、御承認をいただきましたので、本日から公開の扱いといたします。

《予算特別委員会について》

(1) 設置及び構成について

**大和田理事** 次に、予算特別委員会についてであります。

まず、設置及び構成について、事務局から説明をお願いいたします。

**議会事務局次長** 資料はございませんが、令和3年第1回定例会におきまして、令和3年度当初予算の議案が区長から提出された場合、昨年同様、予算特別委員会を設置することとし、構成員は議員全員としてはいかがでしょうか。

**大和田理事** ただいまの説明について、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**大和田理事** それでは、予算特別委員会の設置及び構成につきましては、ただいまの説明のとおりでよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

**大和田理事** それでは、そのようにいたします。

(2) 審査方法・日程及び質疑持ち時間について

**大和田理事** 続いて、審査方法・日程及び質疑持ち時間について、事務局から説明をお願いいたします。

**議会事務局次長** 資料1を御覧ください。「令和3年第1回定例会予算特別委員会の審査方法について」です。

審査期間は、正副委員長の互選及び各会派の意見開陳に要する2日間を除き8日間とし、審査区分は、資料記載の表のとおり4つのブロックに分け、議員1人当たりの各ブロック質疑持ち時間は6分として、各会派の質疑持ち時間は裏面のとおりとなります。

なお、日程（案）につきましては、2枚目に示したとおりです。

**大和田理事** ただいまの説明について、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**大和田理事** それでは、予算特別委員会の審査方法・日程及び質疑持ち時間については、ただいまの説明のとおりでよろしいですか。——よろしければ、案のとおりで考えていきたいと思えます。

《令和3年第1回定例会の日程について》

**大和田理事** 次に、令和3年第1回定例会の日程（案）について、事務局から説明をお願いいたします。

**議会事務局次長** 資料2を御覧ください。

2月9日火曜から3月17日水曜まで、会期は37日間。2月9日火曜、初日は午前10時開会、予算編成方針説明、代表質問。2月16日火曜、中日は、本会議終了後、予算特別委員会の正副委員長互選。2月17日水曜から3月2日火曜まで、常任委員会並びに特別委員会を1日1委員会として開催。3月3日水曜から予算特別委員会に入ります。3月11日木曜は、区主催事業「3・11を忘れない」の開催が見込まれるため休会とし、3月16日火曜、議場において予算特別委員会の意見開陳。3月17日水曜午後1時から本会議において議案上程、議決。

以上の日程を提案させていただきます。

なお、日程（案）については、本日の議運で承認された後、ホームページ等で周知する予定です。

また、日程（案）には記載はございませんが、1月29日金曜午前10時から議運理事会を開催し、当初予算の説明が行われる予定です。

**大和田理事** ただいまの説明について、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**大和田理事** それでは、第1回定例会の日程（案）につきましては、ただいまの説明のとおりですので、よろしく願いいたします。

《特別職報酬等審議会の答申について》

**大和田理事** 次に、特別職報酬等審議会の答申について、事務局から説明をお願いいたします。

**議会事務局次長** 資料3を御覧ください。令和2年12月15日に開催された特別職報酬等審

議会より、資料3のとおり答申が出されたところです。

資料3のページ番号3ページ目の7の「結論」を御覧いただきたいと思います。その6段目以降、「以上のことを」以降の書き出し部分を御確認ください。特別職等の給料等について、職員と同様、給料月額は改定を行わず据置き、期末手当は0.05月の引下げとすることが妥当、改定の実施時期については、令和3年3月の期末手当の支給において改定、政務活動費の額については改定は行わず据え置くことが妥当、以上の内容で答申が出されたところです。

1枚おめくりいただき、この資料は、答申どおり改定を実施した場合の報酬額を試算した参考資料でございます。

なお、報酬等審議会の答申につきましては、本日配付したものを答申の写しとして議長宛てに送付されておりますので、答申内容を全議員に周知いたします。

**大和田理事** ただいまの説明について、質問等はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**大和田理事** それでは、この件につきましては、ただいまの報告のとおりですので、よろしく願いいたします。

《議会運営の申し合わせ事項について》

**大和田理事** 次に、議会運営の申し合わせ事項について、事務局から説明をお願いいたします。

**議会事務局次長** 資料4を御覧ください。申し合わせ事項の新旧対照表でございます。このたびの貸与パソコンの入替えに伴いまして、これまでの規定では本会議や委員会等にパソコンの持込みができないため、改正するものです。

改正箇所は下線部分になりまして、改正内容は、第1章「議会全般」の「第6 電子機器の使用」の「(1)使用を認める電子機器」に「① パソコン」を追加いたします。

なお、パソコンの操作音につきましては、第1章「議会全般」の「第6 電子機器の使用」の「(5)使用にあたっての注意事項」の「① 操作音、音声等の発生」が禁止されているため、議場や委員会室での使用の際には、各会派で御注意いただきたいとお願いいたします。

**大和田理事** ただいまの説明について、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**大和田理事** それでは、この件につきましては、この後の議会運営委員会で承認を受け、申し合わせ事項を改正したいと思います。

《杉並区議会貸与パソコン端末使用基準について》

**大和田理事** 次に、杉並区議会貸与パソコン端末使用基準について、事務局から説明をお願いいたします。

**議会事務局次長** 資料5を御覧ください。これまで、貸与パソコンにつきましては、特段基準が定められておりませんでした。今後、区議会BCPなどの検討が進むと、庁舎外への持ち出しも想定されるため、このたび整備するものでございます。

全項目の説明は時間の都合上割愛させていただき、概要についてのみ説明いたします。

第1条は目的を規定。

第2条第2項で、端末を議員活動及び議会活動等に使用できるものと規定。同条第3項では、端末の貸与や譲渡の禁止を規定。

第3条第1項では、紛失、盗難等に注意し、適切に管理することを規定。また、第2項では、情報の受発信時の個人情報の保護、同条第3項では、アップデート等について規定。同条第4項では、パスワード等について規定。第5項については、アプリケーションのインストールについて規定。

第4条各号では、持ち込みのできる会議について規定しており、本会議、委員会をはじめ各種会議に持ち込めるよう規定。

第5条では、会議における使用範囲について定め、内容は、杉並区議会申し合わせ事項に規定する内容を準用することを規定。

第6条では、禁止事項を定め、内容は、第5条と同じく、杉並区議会申し合わせ事項に規定する内容を準用することを規定。

第7条では、禁止事項を規定しており、非公開情報の公開や他者の迷惑になる事項などを規定。

第8条では、端末の持ち出しについて規定しており、庁内については、議場や委員会室等で使用することを想定し、持ち出し可としており、庁舎外への持ち出しについては、事前に議長に申請の上できるものと規定。

第9条では、USBメモリーをはじめとした外部記憶媒体への接続について規定。

第10条では、使用の中止について規定。

第11条では、事故等の対応措置について規定するものです。

**大和田理事** ただいまの説明について、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**大和田理事** それでは、杉並区議会貸与パソコン端末使用基準については、この後の議会



運営委員会で確認をし、了承を得ることといたします。

日程は以上ですが、ほかに何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**大和田理事** なければ、最後に、新型コロナウイルス感染症対策の件で一言申し上げます。

感染症の再流行に伴い、国による緊急事態宣言発出の報道もなされております。議会運営につきましては、現時点では、これまで取り組んできました各種対策を引き続き行っていく必要があるかと存じますが、状況によっては、さらなる対応が必要となることもあり得るかと存じます。その際は、皆様の御理解、御協力を何とぞよろしくお願いいたします。

それでは、議会運営委員会理事会を閉会いたします。

(午前 9時53分 閉会)